

北海道広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付要綱

平成27年 3 月 30 日町長決定

平成29年 4 月 1 日一部改正

平成31年 4 月 1 日一部改正

(目 的)

第1条 この要綱は、広尾町長（以下「町長」という。）が、北海道広尾高等学校（以下「広尾高校」という。）に遠距離又は下宿等により通学する生徒の支援を目的に、保護者に対しその必要な費用（以下「通学費等」という。）の助成を行い、もって生徒の確保と保護者の負担軽減を図る。

(定 義)

第2条 この要綱において、「遠距離」とは、生徒の居住地から広尾高校までの通常の通学経路（最短距離）で、その距離が片道4km以上をいい、「下宿等」とは、この遠距離に該当する生徒であって、下宿（旅館等を含む。）又はアパート若しくは間借りする場合をいう。

(助成対象)

第3条 この要綱による通学費等の助成（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、広尾高校に在籍する生徒の保護者とする。ただし、生活保護法の規定による生活扶助の通学費相当分を受給している者を除く。

(助成要件と助成期間)

第4条 助成は遠距離通学又は下宿等による通学のいずれかとし、交付要件は次のとおりとし、助成期間は、原則として正規の修業年限の範囲内（入学後3年間）とする。

- (1) 路線バス事業者による公共交通機関を利用して通学する生徒
- (2) 自家用車、自転車等の利用若しくは徒歩で通学する生徒。ただし、保護者が自家用車を通勤の用に供し、生徒がこれに同乗する場合にあつて、保護者が通勤費用を勤務先から受給しているときは、交付の対象としない。
- (3) 前各号を併用して通学する生徒
- (4) 広尾町内に下宿等する生徒

(助成額)

第5条 助成金は、生徒一人につき次に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に規定する生徒については、公共交通機関の往復運賃を基に助成し、生徒が居住する最寄りのバス停留所から通学するバス等に、通学定期運賃の設定がある場合は、3ヶ月の通学定期運賃額の3分の1の相当額（10円未満の端数は切り捨て）を月額として助成、通学定期運賃の設定がない場合は、1日の往復運賃額に21日分を乗じた額を月額として助成する。

(2) 前条第2号に規定する生徒については、次により助成する。

ア 片道 4 km以上10km未満	月額 8,000円
イ 片道10km以上15km未満	月額 12,000円
ウ 片道15km以上20km未満	月額 16,000円
エ 片道20km以上	月額 20,000円

(3) 前条第3号に規定する生徒については、前各号を合算した額を助成する。

(4) 前条第4号に規定する生徒については、食費代を除く部屋代（光熱水費を含む。）とし、月額50,000円を上限とする。ただし、下宿等の貸主が、生徒に対して三親等以内の親族（生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母）の場合若しくは保護者等の知人宅等から通学する場合は、20,000円を上限とする。また、北海道又は他市町村等から助成を受けている場合は、これを除いた額とする。

2 年間助成額は、前項に規定する第1号から第3号該当者にあつては、当該月額助成に第1学年及び第2学年については10、第3学年については9を乗じた額とする。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付申請書（別記第1号様式）を毎年4月15日までに、広尾高等学校長（以下「学校長」という。）を経由して、町長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 町長は、前項の申請を受理し内容が適当と認めたときは、学校長を経由し速やかに広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付決定書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 助成金の交付時期は、第5条第1項第1号から第3号該当者については半期毎に精算した額を前期分は10月末日まで、後期分は3月末日まで、第4号該当者については翌月20日までとする。

2 月の途中において、次の各号に掲げる事由が生じた場合における助成金の額は、当該各号の定めるところによる。

(1) 生徒が退学、転学、死亡等により、助成金交付の対象とならなくなった場合のその月の助成金は、第5条第1項第1号から第3号に定める月額に、当該月の実通学日数を乗じ当該月において本来通学しなければならない日数を除した額を支給する。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(2) 居住地移転、その他の事情により通学方法に変更が生じたときは、通学状況に応じて助成金を支給することとし、その月の助成金は、第5条第1項第1号から第3号に定める月額に、当該月の実通学日数を乗じ当該月において本来通学しなければならない

い日数を除した額、及び新たな通学方法により、これから通学しようとする日数を乗じ当該月において本来通学しなければならない日数を除した額の合算とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを各々切り捨てる。

(3) 生徒が退学、転学、死亡等により、助成金交付の対象とならなくなった場合のその月の助成金は、第5条第4号に定める月額に、下宿等への実滞在日数を乗じ当該月の全日数で除した額を支給する。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(4) 居住地移転、その他の事情により下宿等費に変更が生じたときは、下宿等の状況に応じて助成金を支給することとし、その月の助成金は、第5条第4号に定める月額に、当該月の変更前の下宿等への実滞在日数を乗じ当該月の全日数で除した額、及び新たな下宿等により、変更後の下宿等への実滞在日数を乗じ当該月の全日数で除した額の合算とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の変更)

第9条 生徒の通学方法や手段に変更が生じたときは、申請者は学校長を経由して速やかに通学変更届（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、町長は通学変更届の内容を審査し適当と認めたときは、広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金変更決定書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第10条 申請者は、広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金実績報告書（別記第5号様式）を毎年3月末日までに、学校長を経由して町長に提出するものとする。

(助成金の取消及び返還)

第11条 町長は、助成金の交付決定を受けた保護者又は生徒が次の各号に該当するときは、直ちにその決定を取り消し、助成金の全額又は一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 申請内容に不正があったとき
- (3) その他、町長が不相当と認めたとき。

(助成金交付台帳の整備)

第12条 助成金を交付したときは、町長は広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付台帳（別記第6号様式）を整備し、交付年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、この要綱による改正後の広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付要綱の規定は、平成２９年度以後の年度分の助成金について適用し、平成２８年度分までの助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。